

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月26日
【会社名】	株式会社守谷商会
【英訳名】	MORIYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 隆三
【本店の所在の場所】	長野県長野市南千歳町878番地
【電話番号】	0 2 6 ( 2 2 6 ) 0 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部担当 渡辺 正樹
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市南千歳町878番地
【電話番号】	0 2 6 ( 2 2 6 ) 0 1 1 1 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部担当 渡辺 正樹
【縦覧に供する場所】	株式会社守谷商会 東京支店 ( 東京都千代田区岩本町二丁目3番3号 友泉岩本町ビル ) 株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額131,406,924円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 株式併合の件

株式併合の理由

当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行う。

併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合する。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにもとづき、一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配する。

併合の効力発生日

平成29年10月1日

併合発生日における発行可能株式総数

7,800,000株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更する。

上記の変更の効力は、第2号議案における株式の併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除する。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、伊藤隆三、町田範男、吉澤正博、吉澤浩一郎、渡辺正樹、山崎潤一、町田充徳、新井健一、小出貞之を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、小川直樹を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	8,994	4	0	99.9	可決
第2号議案	8,992	6	0	99.9	可決
第3号議案	8,992	6	0	99.9	可決
第4号議案					
伊藤 隆三	8,984	14	0	99.8	可決
町田 範男	8,984	14	0	99.8	可決
吉澤 正博	8,984	14	0	99.8	可決
吉澤 浩一郎	8,929	69	0	99.2	可決
渡辺 正樹	8,984	14	0	99.8	可決
山崎 潤一	8,984	14	0	99.8	可決
町田 充徳	8,983	15	0	99.8	可決
新井 健一	8,984	14	0	99.8	可決
小出 貞之	8,983	15	0	99.8	可決
第5号議案					
小川 直樹	8,995	3	0	99.9	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上